

ご回答

(1) 2021年度(令和3年度)においても、新型コロナウイルス感染症に関わる特例減免の実施開始時期と連絡はいつになる予定でしょうか。また、「前年度比3割の収入減少」等の要件緩和、ならびに確定申告で「所得なし」となった国保加入者の減免適用等の検討について。

新型コロナウイルス感染症の特例実施の傷病手当金を引き続き継続、実施し、個人事業主やフリーランスにも適用拡大し、自治体への財政支援を行うことについて。

(答)

- 令和3年度の新型コロナウイルス感染症への対応については、
 - ・保険料(税)減免措置への財政支援は「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免について」(令和3年3月12日付事務連絡)にて、
 - ・傷病手当金については、「国民健康保険における新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給に係る今後の財政支援について」(令和3年2月19日付事務連絡)にてお示しした通り。

◆地域（埼玉）からの要望

①コロナ減免での減収要件として「主たる生計維持者」ではなく「世帯主」の減収でなければ受け付けないという自治体があり、世帯主の変更を強要されるケースもありました。3割減収を世帯主のみならず「主たる生計維持者」も可として、連絡文書を発行できないか。

③自治体によって申請以前に支払った国保税の減免は遡及できないとしているところが多く、受付も7月で打ち切りなどとしているところもあります。年度末近くに申請しても遡及して減免するさいたま市などの自治体と格差あります。自治体ごとの条例で運用されているのですが、国の財政で行うものであり、自治体間に格差が発生しないよう柔軟な対応を要請する連絡文書を発行できないか。

(答)

- 保険料（税）減免への財政支援の基準については、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について」（令和2年5月1日付通知）等でお示した通り。

保険料減免に係る取扱は保険者ごとに定めております。

(2) 法案の国民健康保険法に関する部分について説明をお願いします。

以下、法案の「概要」から抜粋

- ・ 子供に係る国民健康保険料等の均等割り額の減額措置の導入について
- ・ 国民健康保険の財政安定化基金を、都道府県が国民健康保険事業費納付金の著しい上昇抑制のために充てることを可能とする。
- ・ 都道府県国民健康保険運営方針について、保険料の水準化や財政の均衡に関して記載事項に位置付ける

そもそも、コロナ禍の下でその収束も不透明な中、運営方針についての見直しや具体化は、一定の延期が必要ではないかということについて。

(3) 子ども（未就学児）に係る均等割の減額措置について公費支援の制度を創設とされています。均等割りそのものは応能負担原則に反するものであり、廃止するべきと思いますが、今後、子どもの均等割りについて、未就学児までとする減額措置を拡大し、将来的に廃止していく方向かということについて。

(4) 国保運営方針に「保険料水準の平準化」と「財政均衡」が記載事項に位置付けるとされています。

①「保険料水準の平準化」は保険料水準の「統一化」を意味し、保険料の大幅なアップにつながりかねません。拙速な統一化はやめて、国庫負担の増額こそが重要ではないかということについて。

また、「保険者事務」の統一化は、現状の制度の後退が懸念されます。地域住民の生活実態や声を集約して「保険者事務」の在り方は検討されるべきということについて。

②「財政均衡」は、自動的に給付と負担が連動することになり、現在の「法定外繰り入れ」を実質禁止することにつながるものと思います。すでに各自治体では、赤字解消計画の策定等が推し進められている実状もあります。

「財政均衡」の義務化ではなく、法定外繰り入れの取り扱いは地方自治の権限内で行うべきということについて。

(答)

- ご説明資料（別紙）P 1 ～P 2 に記載の通り。